

令和4年6月14日招集

第3回若桜町議会定例会会議録

(令和4年6月14日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第32号 専決第4号	専決処分の承認について 令和3年度若桜町一般会計補正予算（第7号）	原案承認
2	議案第33号 専決第5号	専決処分の承認について 令和3年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案承認
3	議案第34号	令和4年度若桜町一般会計補正予算（第2号）	原案可決
4	議案第35号	令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
5	議案第36号	令和4年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
6	議案第37号	若桜町課設置条例の一部改正について	原案可決
7	議案第38号	若桜町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正について	原案可決
8	議案第39号	若桜町使用料徴収条例の一部改正について	原案可決
9	議案第40号	若桜町ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
10	議案第41号	第10次若桜町総合計画の策定について	原案可決
11	議案第42号	若桜町総合整備計画の策定について	原案可決
12	議案第43号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
13	議案第44号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
14	議案第45号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
15	議案第46号	工事請負契約の締結について	原案可決
	議員提出議案		
16	第5号	若桜町議会委員会条例の一部改正について	原案可決
17	第6号	地方財政の充実・強化を求める意見書	原案可決

令和4年第3回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	令和4年6月14日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応招議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番	前住孝行	10番	山根政彦
不応招議員				
出席議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番	前住孝行	10番	山根政彦
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	谷口 国彦
	総 務 課 長	山口由企夫	税 務 課 長	前田 弥生
	ふるさと創生課長	谷本 剛	地域整備課長	竹本 英樹
	会 計 管 理 者	小林 貴之	農山村整備課長	中島 毅彦
	にぎわい創出課長	藤原 祐二	町民福祉課長	上川 恭子

会議の顛末
本会議（6月14日）

議長（山根政彦）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。

定足数に達していますので、令和4年第3回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において前住孝行議員、山本晴隆議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの4日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月17日までの4日間に決定しました。

日程第3

「諸般の報告」をします。

会議関係諸般の報告は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、議員派遣について報告します。

令和4年3月議会定例会において議決し、派遣を決定しています議員派遣について、報告書が提出されています。

議会報告第6号「令和4年度新議員・新任議会事務局長・職員研修会」及び議会報告第7号「令和4年度町村議会議長・副議長研修会」につきましては、印刷してお手元に配布

のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、6月2日までに受理した請願等はお手元に配布の「請願等文書表」のとおりです。会議規則第92号第1項の規定により、総務産業教育民生委員会に付託しましたので報告します。

続いて町長からの行政報告事項は、報告第1号 令和3年度若桜町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 令和3年度一般財団法人若桜町観光開発事業団事業報告及び令和4年度一般財団法人若桜町観光開発事業団事業計画について、報告第3号 令和3年度有限会社若桜農林振興事業報告及び令和4年度有限会社若桜農林振興事業計画について、でお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

日程第4

議案第32号 専決処分の承認について、専決第4号 令和3年度若桜町一般会計補正予算（7号）、議案第33号 専決処分の承認について、専決第5号 令和3年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

皆様おはようございます。5月29日に氷ノ山の夏山開きがございました。新緑の中、晴天に恵まれて多くの方が登山を楽しまれ、氷ノ山のグリーンシーズンが本格的にスタートいたしました。一方で、当日は地元の畚米集落では棚田の田植えがたけなわで、今年も日本百選の棚田の景観が戻ってきたことを喜ばしく思いました。

6月に入りましてもおおむね好天が続いておりましたが、今日からしばらくぐずついた天気が続く予報となっており、梅雨入りも間近ではないかと思えます。これから豪雨の季節を迎えるに当たりまして、先日、若桜町防

災会議を開催して、関係機関の皆様とともに災害に備えた連携を確認したところでございます。

さて、本日ここに令和4年第3回若桜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、令和4年度一般会計補正予算及び諸議案の審議をいただきますことに感謝を申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、諸般のご報告を申し上げます。まず、コロナの状況でございますが、県内の感染者数は先週5か月ぶりに30人を下回りました。全国的にも全ての地域で減少傾向にあります。

こうした中、先週から外国人観光客の受入れが2年ぶりに再開されましたし、全日空では、来月から2か月間、国内線羽田発着便について、コロナ前の通常運航に戻すという発表がありました。今後、観光需要が少しずつ回復していくことを期待するものでございます。

ただし、まだ収束を見通せる状況にはございません。引き続き、感染予防対策の徹底とワクチンの接種を町民の皆さんにお願いをしております。4回目のワクチン接種につきましては、60歳以上の方と18歳から59歳までの基礎疾患のある方を対象に現在予約を受け付けており、町内医療機関のご協力をいただきまして、明日15日から接種を開始できる見込みです。小児接種も含めまして、引き続き接種を勧奨していきたいと思っております。

食料品や燃料・エネルギーの価格高騰は収まる心配がなく、国民生活を直撃しております。本町では、町民一人1万円の「暮らし応援券」を発行して、来月下旬から使用できるよう準備を進めております。引き続き、物価の動向や国民生活への影響を注視してまいりたいと思っております。

こうした中、参議院議員選挙の公示がいよいよ今月の22日に迫っており、来月10日が投票日となります。今回は、物価対策とい

うことが一つの大きな争点となるようでございますが、過疎・中山間地域対策も含めて活発な政策論争がなされることを期待するものです。

今回の選挙も合区の下での選挙、これが3回目となります。鳥取・島根両県、東西に非常に長い選挙区ですので、候補者の声が有権者に届かず、投票率が低下をすることを懸念いたしております。過疎化・高齢化・少子化が全国に先駆けて進行するこの山陰両県の声をしっかりと国政に届けるためにも、一刻も早い合区の解消を求めるものです。

一方、国外に目を転じますと、ウクライナでは、東部や南部で支配の既成事実化を進めるロシアと、反撃を行うウクライナとの間で戦闘が繰り広げられており、戦火は依然として収まる気配はありません。国外へ避難するウクライナ人は700万人を超え、先日、鳥取県内でも受入れが始まりました。一刻も早く戦争が終結し、ウクライナの方々に平穏な日常が再び訪れることを切に願うものです。

こうした国際情勢の隙をうかがうように、北朝鮮によるミサイル発射実験が頻発化しており、今年に入って既に17回、6月5日には立て続けに8発の短距離弾道ミサイルが、日本の排他的経済水域に落下しております。加えて核実験の準備も整えているとの報道もあります。

ロシアや中国の問題も含め、日本を取り巻く今後の安全保障の在り方を憂慮するものであり、政府においては、国際社会と協調しながら毅然とした対応を期待するものでございます。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明します。

議案第32号及び議案第33号 専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をした案件について、同条第3

項の規定により本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

はじめに、議案第32号 専決第4号の令和3年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、歳出予算、土木費繰出金に459万9千円を追加し、財源として予備費を同額減額し、補正するものでございます。

次に、議案第33号 専決第5号の令和3年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございますが、歳入予算、使用料及び手数料を459万9千円減額し、繰入金を同額追加補正するものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第5

議案第34号 令和4年度若桜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第34号 令和4年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億3,061万円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億4,439万9千円とするものでございます。

また、第2条の債務負担行為の追加は「第2表 債務負担補正」、第3条の地方債の変更は「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。国庫支出金では、地方創生推進交付金を450万3千円、新型コロナウイルス感

染症対応地方創生臨時交付金を3,443万9千円、住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を700万円など、その他の補正と合わせまして総額5,146万4千円を追加いたしました。

県支出金では、移住定住推進交付金を105万円、しっかり守る農林基盤交付金を263万6千円、鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金を119万9千円など、その他の補正と合わせまして、総額595万6千円補正いたしました。

財産収入では、人づくり基金利子を補正しておりますし、繰入金では、財政調整基金繰入金を6,500万円、人づくり基金繰入金を299万9千円、ふるさと応援基金繰入金を126万円、総額6,925万9千円を追加いたしました。

諸収入では、建物災害共済金を1,400万1千円、その他の補正と合わせまして、総額1,653万円を追加いたしました。

町債では、過疎対策事業債を6千万円、災害復旧事業債を340万円、辺地対策事業債を2,310万円、総額8,740万円を追加しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。議会費では、町村議会広報研修会への参加費用として34万8千円を追加しておりますし、総務費では、旧菴米分校屋根瓦の修繕費用として190万7千円、情報ネットワーク事業として2,517万1千円、国際交流事業として279万円、移住定住促進事業として551万5千円、人材育成事業として304万5千円を追加するなど、その他の補正と合わせて、総額5,880万7千円を追加しております。

民生費では、住民税非課税世帯給付金事業として933万円、敬老事業として200万円、地域福祉センター管理事業として1,391万3千円、子育て世帯生活支援特別給付金事業として416万4千円、わかさこども園

の修繕費用として2,912万3千円を追加するなど、その他の補正と合わせて、総額6,271万5千円を追加しております。

衛生費では、定期予防接種に係る費用として83万9千円、新型コロナウイルス対策事業として57万円、母子健診事業に5万8千円、塵芥処理対策事業に46万7千円、総額193万4千円を追加しております。

農林水産業費では、農業用施設改修事業として467万4千円、高性能林業機械の導入に伴う林業振興費補助金を103万円追加するなど、その他の補正と合わせて、総額670万2千円を追加しております。

商工費では、商工振興事業として228万4千円、「日本風景街道新因幡ライン」の景観形成行動計画に則した観光事業費として453万円、氷ノ山キャンプ場改修に伴う事業として287万1千円など、その他の補正と合わせて、総額1,461万4千円を追加しております。

土木費では、町道来見野線などの町道新設改良事業費として4,966万6千円など、その他の補正と合わせまして、総額5,240万1千円を追加しております。

消防費では、八頭消防署若桜出張所改築に伴う費用として208万8千円、簡易水道事業特別会計への繰出金として214万4千円、災害対策事業として52万2千円、総額475万4千円を追加しております。

教育費では、若桜鬼ヶ城跡国史跡指定15周年記念事業費用として26万6千円を追加しておりますし、若桜学園に導入する児童生徒用タブレットの購入科目の変更による639万2千円の減額など、その他の補正と合わせて、総額411万1千円を減額しております。

災害復旧費では、農業施設災害復旧事業として60万円、町道災害復旧事業として346万5千円、総額406万5千円を追加しております。

なお、予備費において歳入歳出総額の調整を行うため、2,838万1千円追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第6

議案第35号 令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第36号 令和4年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それではただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに議案第35号令和4年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算についてですが、これは消火栓の移設及び取替に係る費用として、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ214万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,851万7千円とするものでございます。

次に、議案第36号 令和4年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算についてですが、町道改良事業に伴うマンホールポンプ制御盤移設に伴う費用として、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ650万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,018万9千円とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第7

議案第37号 若桜町課設置条例の一部改正について、議案第38号 若桜町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正について、議案第39号 若桜町使用料徴収条例の一部改正について、議案第40号 若桜町ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第37号 若桜町課設置条例の一部改正についてでございますが、これは、役場組織の見直しを行い、効率的で効果的な事務執行体制を構築するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第38号 若桜町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正について、ですが、これは、令和4年4月6日に公職選挙法施行令の一部改正を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第39号 若桜町使用料徴収条例の一部改正について、及び議案第40号 若桜町ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ですが、これは、若桜町ふれあい広場に設置しておりました照明設備を撤去したことに伴い、使用が不可となったため改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第8

議案第41号 第10次若桜町総合計画の策定について、議案第42号 若桜町総合整備計画の策定について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第41号 第10次若桜町総合計画の策定について、でございますが、これは、議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1項の規定により、本議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第42号 若桜町総合整備計画の策定についてでございますが、これは総合整備計画を策定し、これらの財源として辺地債を充当するためのもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第9

議案第43号 損害賠償の額を定めることについて、議案第44号 損害賠償の額を定めることについて、議案第45号 損害賠償の額を定めることについて、を一括して議題とし

ます。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第43号 損害賠償の額を定めることについて、でございますが、これは、令和4年1月18日、町道赤松団地2号線の除雪作業中、フェンスに除雪車が接触し破損させたものであり、損害賠償を行うものであります。

次に、議案第44号 損害賠償の額を定めることについて、でございますが、これは、令和4年2月24日、町道屋堂羅1号線の除雪作業中、車庫に除雪車が接触し破損させたものであり、損害賠償を行うものであります。

次に、議案第45号 損害賠償の額を定めることについて、でございますが、これは、令和3年12月31日、町道角谷線の除雪作業中、除雪車の接触及び除雪した雪により、フェンスを破損させたものであり、損害賠償を行うものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

午前10時29分 散 会